

令和4年3月10日

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることについて、高等学校の教育現場ではどのように捉えているのか。
高校教育課長	在学中に成人に達する生徒を考慮した対応が必要となるため、学校、父母、地域が連携、協力しながら、これまで通り若者の社会的自立を促すことが大切であると考えている。また、主権者意識を育て、責任ある行動がとれるような知識や教養を高等学校の様々な学習の過程で身につけさせることも大切であると考えており、様々な社会のリスクに対応できるような消費者教育、或いは金融教育と併せて取り組んでいきたい。
小野委員	主権者教育をしっかりと教える必要があると考えるがどうか。
高校教育課長	選挙管理委員会と連携した高校生主権者教育セミナー、或いは選挙啓発出前講座などのほかに、学校独自に生徒会を中心として若者の政治参加についての討論会を実施するなど、授業又は様々な活動を通して、主権者意識の醸成が図られていると考えている。 また、学校の校則や地域の様々なルールなどの身近な課題について、主体的に考え、その中における意思決定のプロセスに参画するプロジェクトに取り組んでいる学校もあることから、このような取組みを広く紹介、支援し、主権者教育を一層推進していきたい。
小野委員	令和4年4月から現代社会という科目が新たに「公共」となるが、主権者教育をどのように担っていくのか。
高校教育課長	ほとんどの学校では2年次までに履修することになっており、生徒が社会に参画して様々な課題と向き合い、自ら解決する力を養う科目と認識している。選挙年齢や成年年齢の引下げによって政治や社会がより身近になることから、来年度のスタートに向けて教員対象の研修会を行い、指導の内容やそのあり方について、情報の共有を図っており、来年度も指導方法の研修を深め、地域のニーズに応えていきたいと考えている。
小野委員	成年年齢の引下げに伴い、カードローンの契約の手続きが可能となるなど金融トラブルが発生する恐れがある。金融面の教育状況はどうか。
高校教育課長	消費者教育として、平成30年度以降に入学した全ての生徒を対象に、契約の重要性や消費者保護の仕組みに関する規定などについて家庭科の授業を通して、売買契約などの契約、消費者被害の未然防止の重要性やクーリングオフ制度などのトラブルに対しての救済方法等について指導している。また、消費者庁や消費生活センター作成のパンフレット等も活用し、成年年齢の引下げに対応した学習を行っている。
小野委員	義務教育課程における金融教育の状況はどうか。
義務教育課長	義務教育の中でも主に社会科の授業で行っており、特に租税教室として、税務署からの協力を得ながら、お金の大切さや使い方等について学習

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	<p>している。</p> <p>デジタル教科書の導入状況はどうか。</p>
義務教育課長	<p>令和2年3月末時点の学習者用のデジタル教科書の普及状況としては、小学校の全国平均が7.7%に対して本県は2.5%、中学校の全国平均が9.2%に対して本県は5.2%といずれも全国平均よりも低い状況である。</p>
小野委員	<p>導入に係る効果検証の状況はどうか。</p>
義務教育課長	<p>今年度、県内の約半数の学校に対して国から学習者用のデジタル教科書が導入されており、現在、実証研究を行っているところである。</p> <p>国の動向としては、令和6年の本格導入に向けた検討が重ねられており、デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議の最終報告が年明けに公表される予定であったが、現在のところまだ公表されていない。国に今後の見通しを確認したところ、最終報告の公表の時期の目途は未定であり、現在、導入に向けてクリアしなければならないハードルがたくさんあるとの認識のもと検討を進めている状況とのことであった。</p> <p>県教育委員会としても、国の実証研究の内容に加え、紙の教科書の場合は無償配布であるが、デジタル教科書の場合には有償となることなど財政負担の面からも慎重に検討していかなければならないと考えている。</p>
小野委員	<p>デジタル教科書が児童生徒に与える健康上の影響はどうか。</p>
義務教育課長	<p>県教育委員会では、ICTの積極的な利活用とともにICTの活用にあたっての児童生徒の健康への配慮についても周知しており、具体的には、タブレットを使うときには、画面から目を30センチ以上離すことを基本とし、30分に1回はタブレットから目を離し20秒以上遠くを見るようにすることなど通知している。</p>
小野委員	<p>配付しているタブレット端末を各自治体が更新することはかなりの負担であると考えているが、国の動向はどうか。</p>
義務教育課長	<p>全国的な課題であるため、県教育委員会としては、令和4年度の政府の施策等に対する提案により、端末の更新にかかる費用について国による財政措置を強く要望しているところである。また、国の関係課に直接伺った際には、なるべく早い段階で、何らかの対応を行うための検討委員会の立ち上げなどを視野に入れているとの回答をもらっているが、引き続き、令和5年度の政府の施策等に対する提案等様々な機会を捉えて、国に対して要望していきたい。</p>
小野委員	<p>県警における令和3年の死体取扱い件数及び近年の状況はどうか。また、このうち65歳以上の高齢者の状況及び独居高齢者の状況はどうか。</p>
参事官（兼）刑事企画課長	<p>令和3年の死体取扱い総数は1,617体、前年比163体の増であり、過去5年間は1,500体から1,700体で推移している。このうち65歳以上は1,253体、前年比165体の増であり、過去5年で2番目に多く、独居高齢者は332体、前年比45体の増であり、過去5年で最も多くなっている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	検視官の臨場率が全国平均よりも高いが、どのような体制を構築しているのか。
参事官（兼）刑事企画課長	警察本部捜査第一課に係を設けており、平成 24 年度には庄内地方への検視官の増強、25 年度からは検視官を増員し、3 交代制勤務による 24 時間体制を確保し、県内全域で対応できる体制を構築している。
小野委員	検視官が直ちに臨場できない場合の対応はどうか。
参事官（兼）刑事企画課長	現場が遠隔地等のため直ちに臨場することが難しい場合には、遠隔検視支援システムにより、現場にいる警察官から通信機器を使用し死体や周辺の映像を検視官がモニターでリアルタイムに状況確認し、必要な措置を現場の警察官に指示している。
小野委員	令和 4 年度当初予算にストーカー被害等のための緊急通報装置の貸出し及び一時避難場所の確保に係る費用が計上されているが、令和 3 年のストーカー事案被害の状況はどうか。
人身安全少年課長	令和 3 年のストーカー事案の認知件数は 112 件、前年比 44 件の減であるが、高止まりの状況である。検挙件数は 16 件、前年比 16 件の減である。
小野委員	ストーカー事案被害を認知した場合の対応はどうか。
人身安全少年課長	生活安全部門と刑事部門とが連携し事案の緊急性等を判断し、被害者の保護対策、被疑者の検挙やストーカー規制法に基づく警告等の対応をしている。なお、被害者の保護対策として、具体的には、被害者宅の警戒活動に加えて、被害者等の承諾のもと、110 番通信システムへの登録を行うとともに、緊急通報装置の貸与や一時避難場所への避難措置を行なっている。
小野委員	緊急通報装置及び一時避難場所についての詳細はどうか。
人身安全少年課長	緊急通報装置は、防犯ブザーのような形状でボタンを押せば警察本部に通報でき、GPS により所持者の位置が検索できるものである。 一時避難場所は、公的なシェルターや行為者に知られていない親族宅等を検討するが、頼れる親族等がない場合にはホテル等を利用することもある。経済的な理由により宿泊費を支払うことが難しい場合の宿泊費を支援する経費を予算計上している。
小野委員	被害者の安全確保に向けた他機関との連携はどうか。
人身安全少年課長	山形県女性相談センター等の他機関と連携し被害者の安全確保を図っている。また、再発防止に向けて、加害者に対し必要に応じて精神科医のカウンセリングや受診を勧めており、平成 28 年以降、11 名がカウンセリングや受診を行なっている。
吉村委員	公立高等学校就学支援事業費の概要及び近年の実績の推移はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
教育政策課長	就学支援金や専攻科支援金の支給等を保護者の年収が約910万円未満の生徒を対象に行っており、全生徒の概ね8割が対象となっている。なお、対象生徒数としては、令和4年度は1万4,920人と見込んでおり、対前年比1,090人の減である。
吉村委員	夜間中学の設置に係る現在の検討状況はどうか。
義務教育課長	今年度の対応としては、先月までに県内4地区のNPO等への聞き取りを終えており、今後の方向性としては、外国籍の方のニーズ調査をする予定であり、その調査結果をもとに、各市町村とも連携しながら議論を進め、体制づくりについて検討していきたいと考えている。
吉村委員	夜間中学の設置に向けた検討を加速させる必要があると考えるがどうか。
義務教育課長	先進県を調査し参考にするとともに、ニーズも踏まえながら、検討委員会の設置について検討していきたい。
吉村委員	教員免許更新制度の廃止についての概要及びこれまでの更新実績はどうか。また、更新制度をどのように評価しているのか。
教職員課長	<p>更新制度は平成21年4月から導入され、その中で教員の免許状の有効期間が10年間と定められ、有効期限到来前2年間の間に更新に向けた講習を受講する必要があったものであったが、この制度の廃止に係る法律案が令和4年2月25日に閣議決定され、国会で審議されている。法律が成立、施行された場合、4年7月1日以降、更新の手続きが不要となる。</p> <p>本県における更新実績は、13年間で1万2,806件となっており、評価としては、最新の知識技能を身につけるため講習を受講してきたものであることから、貴重な研修の機会であったと捉えている。</p>
吉村委員	今回の廃止を受けて、教員の資質向上に向けた取組みをどのように考えているのか。
教育政策課長	<p>更新制度の廃止に係る法改正と併せ、教員の資質向上のための新たな研修制度に係る教育公務員特例法の改正について本国会で審議されており、県教育委員会の役割としては、一つは教員の育成指標と研修計画の策定、もう一つは、研修受講記録の作成と受講不足に対する指導が明記されるものとなる。</p> <p>今後、国から具体的な指針が示される予定ではあるが、現行制度においても、教員資質向上協議会を設置し教員の育成指標を策定しており、研修計画についても教育センターにて策定している。また、研修受講記録については、現在もシステムにより管理しているが、その取扱いについても示されるものと想定される。いずれにしても、国から示される指針を受け、遺漏のないように対応していきたい。</p>
吉村委員	中学校における35人学級の検討など、現在の国の動向についてどのように捉えているのか。

発 言 者	発 言 要 旨
義務教育課長	<p>現段階において、35 人学級については小学校のみの措置であり、中学校については現行通り 40 人学級となっている。国からできるだけ早い時期に中学校でも目指していきたいとの発言があったことから、国の動向を注視しているが、現在、公式な見解は出ていない。</p> <p>そのため本県でも、令和 4 年度の政府の施策等に対する提案にて、中学校における 35 人以下の学級の実現を強く要望しているところである。</p>
吉村委員	<p>本県では「さんさん」プランによる 33 人学級が実施されているが、今後、国が少人数学級を進めた場合における本県への影響はどうか。</p>
義務教育課長	<p>現在、国からは、複雑化、多様化する学校における様々な喫緊の課題等に対応するために、教員の定数からさらに教員を加える形の加配措置が行われており、今後、国が 35 人以下学級を実施することに伴い、加配措置の部分が縮減されてしまう可能性がある。本県としては何としても縮減は避けたいため、教職員の加配定数の一層の拡充や特別支援学級や複式学級編成の基準の緩和などを来年度も引き続き国に対して要望していく。</p>
吉村委員	<p>「さんさん」プランの効果検証の状況はどうか。</p>
義務教育課長	<p>「さんさん」プランは、平成 14 年度から段階的に進め、平成 23 年度には小中学校全学年での全面実施となり、この間、概ね 4 年に 1 回のサイクルでプランの効果検証、制度の見直しを行ってきた。具体的には、33 人以下学級のほかに、小学校低学年の副担任制や特別支援学級の学級編制基準の引下げ、学習指導員の配置など様々な喫緊の課題に対応してきた。</p> <p>今年度は、教育山形「さんさん」プラン検討委員会を立ち上げ、プランの効果検証を行うとともに、国の 35 人以下学級に向けた動向にも注視しながら、今後の少人数学級編制のあり方について検討しているところである。本検討委員会からは、このプランによって、1 学級当たりの児童生徒数が少なくなることで、一人一人に目が届き、よりきめ細かく丁寧な児童生徒理解が図られていること、特別な支援を要する児童生徒、或いは教室に入れない児童生徒も含め、個に応じた学習支援の充実にも繋がっているとの評価をもらっている。一方で、児童生徒の学力向上については、引き続き検討すべき課題であるとの指摘を受けていることから、小学校における教科担任制を本県独自に推進、普及させ、授業の質の向上を図り、児童生徒の学力向上に努めていきたい。</p>
吉村委員	<p>山形県体育館及び山形県武道館の撤去時期や今後の施設利用についてどのように考えているのか。</p>
スポーツ保健課長	<p>山形県体育館及び山形県武道館は、山形市の霞城公園整備計画により令和 5 年度を目途に撤去される予定であったが、山形市から撤去期限を 12 年度まで延期することについての相談があり、現在、回答を求められているところである。県としては、年間約 12 万人の利用者への配慮及び山形市の意向を踏まえ、撤去期限を 12 年度に延期してもらいたい旨を回答する予定である。なお、今後、文化庁から計画の一部変更が承認された場合に、引き続き施設の利用が可能となるよう検討していきたい。</p>
吉村委員	<p>競技団体からは施設の新設の要望もあるが、新設についてはどのように</p>

発 言 者	発 言 要 旨
スポーツ保健課長	<p>考えているのか。</p> <p>県としては、代替施設については県の総合運動公園内に整備済みであるとの考えを持ちながら、約 12 万人の利用者への配慮、山形市の考え、整備後の利活用、また県民のニーズなどを総合的に判断し、施設の必要性を検討するということが大切であると考えており、引き続き、山形市とも連携しながら対応していきたい。</p>
吉村委員	<p>新庄市のサイクルスポーツセンターなど県内に 1 箇所しかない競技人口が少ない競技の競技施設が廃止となっている状況を踏まえ、これら施設の代替施設の整備が必要と考えるがどうか。</p>
スポーツ保健課長	<p>県としては、競技団体に対して強化費や交通費などの支援を行っているが、施設整備については、施設の利活用や費用対効果などをしっかりと検討した上で取り組んでいかなければならないと考えている。今後も競技団体の強化に支障が出ないような形で支援していきたい。</p>
吉村委員	<p>令和 4 年度当初予算に計上している特殊詐欺被害防止対策の取組みはどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>地方消費者行政強化交付金を活用し、特殊詐欺被害防止に向けて、県出身タレントを起用したポスターやチラシを作成するとともに、制作発表会を開催し、幅広い年代に対して訴求力のある広報啓発を行なっていきたい。</p>
吉村委員	<p>特殊詐欺の手口が多様化している。年代別の被害防止対策はどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>令和 3 年の被害件数として、30 歳代が 1 件、40 歳代が 3 件、50 歳代が 1 件、60 歳代が 13 件、70 歳代が 3 件となっており、65 歳以上の高齢者が 12 件と全体の約 6 割を占めている。特に還付金詐欺は 65 歳から 69 歳までの高齢者が集中的に狙われていることから、金融機関に対して A T M の振込み制限の対象年齢を 70 歳以上から 65 歳以上まで引き下げるよう要請し、令和 4 年 2 月以降に地方銀行等で順次引下げが行なわれている。また、幅広い年代が被害に遭っている架空料金請求詐欺の啓発に向けて、テレビやラジオによる広報啓発ややまがた 110 ネットワークによる注意喚起を行なっている。</p>
吉村委員	<p>街頭防犯カメラの設置状況及び活用事例はどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>令和 4 年 2 月末現在、県及び 22 市町村で 84 箇所、計 158 台設置している。認知症高齢者など行方不明者の捜索や声掛け事案における行為者や車両の特定に画像データを活用している。具体的には、3 年に J R 山形駅東口に設置している街頭防犯カメラの画像データを元に、山形県迷惑行為防止条例違反事件の裏付け捜査に活用している。</p>
吉村委員	<p>令和 4 年度当初予算に街頭防犯カメラの増設費用が計上されているが、増設する箇所、台数及び期待する効果はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>J R山形駅西口に2台、山形市飯田地区に1台増設予定である。山形駅西口には、県総合文化芸術館の完成や新たなバスベイを整備予定であるなど今後の人流増加に伴い事件事故の発生が懸念されるため、東口の街頭防犯カメラと一体となった犯罪抑止等を期待している。また、山形市飯田地区には、県内の通学路に街頭防犯カメラを設置した事例が極めて少ないことから通学路に防犯カメラを設置するモデル事業として、通学路の安全確保を図るとともに、設置事例として各市町村に情報提供し、通学路への街頭防犯カメラの設置拡大のきっかけとしていきたい。</p>
吉村委員	<p>事業者等に対して防犯カメラの設置拡大を働きかける必要があると考えるがどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>防犯カメラは設置による犯罪抑止効果等、必要不可欠な治安インフラとして整備を進める必要があると考えている。そのため県警察では、自治体や事業者に対して必要な箇所への設置を働きかけるとともに、必要に応じて効果的な運用方法についての指導助言を行っており、引き続き犯罪抑止対策が必要と認められる箇所に対して設置されるよう働きかけをしていきたい。</p>